

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

山北町長 湯川 裕司

市町村名 (市町村コード)	山北町 (14364)
地域名 (地域内農業集落名)	透間地区 (透間)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当該地区では、集落内を中心とした田畑において、稲・茶・露地野菜等が生産されている。
・耕作者は年金受給者がほとんどを占めており、耕作は農業としてではなく、農地の保全、自家消費、知人への販売、親族への譲渡を目的に実施されている。
・茶は、集落内の茶工場が廃止となったことにより町外の工場で加工する必要がある、その加工賃が耕作者の負担となっている。
・農地所有者の農地に対する責任意識は高く、基本的には所有者自身が親族や知人の協力のもと耕作を行っている。それが困難な農地であっても適切な維持管理に努めている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

透間集落協定により管理されている農用地を区域とした。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
(2)農地中間管理機構の活用方針
(3)基盤整備事業への取組方針
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--